



仕事と出産・育児の両立サポート

仕事と出産・育児を両立させるには大きな苦労が伴います。育児中の方、そしてこれから出産や育児を考えている方にとっても、働き方や将来への不安があるのは当然です。クラブハウでは、このような社員をサポートするための取り組みを行っていますので、その制度などを紹介します。

出産、育児、仕事と育児の両立に関する困りごとの一例を、左表にまとめました。同じように悩んでいる知り合いや、同僚を見かけたことがあるという方もいらっしやるのではないのでしょうか。

今回ご紹介する内容が、困りごとを少しでも解消する一助になると幸いです。

困りごとの一例

◆出産・育児に関する悩み

- ・出産予定日が近づいてきているが、入院などのために休めるだろうか
- ・出産後は妻をサポートしたいが、休職できるだろうか
- ・通院、保育園の送り迎えなどの時間が取れるだろうか
- ・子どもが病気やケガをした時、休めるだろうか
- ・もっと育児に関わりたいが、仕事とのバランスが難しい

◆家計に関する悩み

- ・出産時、病院代などの費用がかかる
- ・休職や時短勤務をすると収入が減りそうで、家計が心配

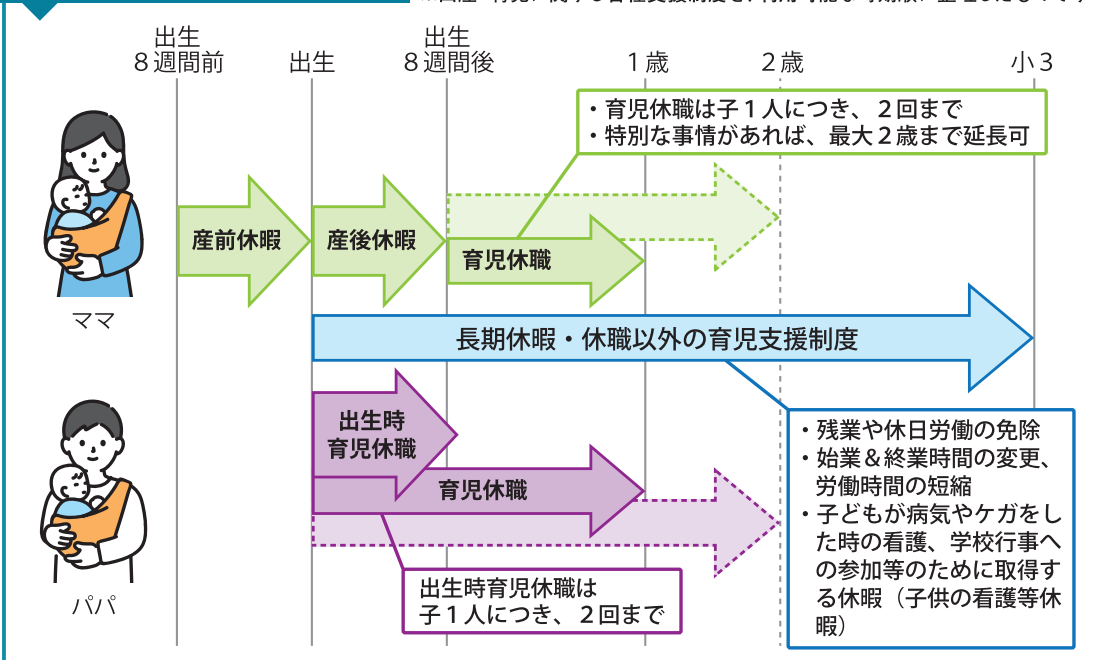
◆育休からの復職後に関する悩み

- ・育休からの復職後、スキルアップや昇進など、キャリア形成がうまくできるだろうか
- ・そもそも復職後のキャリア形成について、何を考えてどう取り組んだらいいのだろうか



時系列の出産・育児支援制度

※出産・育児に関する各種支援制度を、利用可能な時期順に整理したものです



出産・育児に関する制度等

〔産前〕

出産手当金(健康保険組合)

産前6週～産後8週の間の休職1日につき、日給の約3分の2支給

〔出産〕

出産育児一時金(健康保険組合)

出産した本人または被扶養者が出産した配偶者に対し、子1人につき上限50万円支給

出産祝金(ハピネスクラブ)

子1人につき5万円支給
※配偶者の出産も支給対象

〔育児〕

出生時育児休業給付金(雇用保険)

出生後8週間以内に取得する育児休業期間に対し、雇用保険から給与の67%支給

育児休業給付金(雇用保険)※上限あり

育児休業開始～180日目は給与の67%、181日目からは給与の50%支給

出生後休業支援給付金(雇用保険)

子の出生後8週間以内に父母の両方が14日以上育児休業を取得する際に、最大4週間、給与の13%支給

※出生時・育児休業給付金と併用可能

クラブハウの研修事例

育児復職・子育て両立研修が2月18日にオンラインで実施されました！

【講師】

前之園 めぐみ氏

(公益財団法人21世紀職業財団 客員講師)

【内容】

1. 仕事と育児の両立とキャリア形成
→育児に対する考え方やキャリア形成等、昔と現代の違い
2. 仕事と育児の両立における現状と課題
→性別役割分担意識、マミートラック、パパの精神不調等
3. 両立に向けた工夫(家庭内)
→話し合い(役割分担等)、家事育児を他人に分担(保育施設等)
4. 普段から支え合う職場にする工夫
→フォローする同僚への配慮と感謝、仕事の見える化、時間制約の有無を問わず働きやすい仕組みづくり
5. 支え合う一人として両立を実現するために
→チームを支える一人でもあるママパパ社員として生産性の高い仕事の実施や周囲への感謝など信頼関係を築く



【受講者の感想】

育児中のため職場の方々に支えていただいているが、中にはプライベートで困っているかもしれない方もいるかもしれないため、積極的に支えたい。

復職へのサポート

通信教育の実施

自己啓発のための通信教育を年に2回実施しており、休職中の方にもご案内しています。休職中、復職後のキャリア形成に向けて、ご自身のペースでスキルアップなど準備がしやすくなります。

研修の実施

育休からの復職後も継続して活躍できるよう、キャリア形成について考える研修を行っています。今年は2月18日に実施しましたので、その一部を左で紹介いたします。

ここでご紹介した制度や取り組み内容は参考になりましたでしょうか。
詳細は、イントラネットに掲載している「制度活用ハンドブック」および事業所総務課で保管している資料をご参照ください。
制度の利用に関してご不明な点やご不安なことがあれば、各事業部の総務課や人事部、DE&I相談窓口にお気軽にご連絡ください。

(人材開発課 池田 空 記)

